

じゅ えき しゃ れん ぞく がた
受益者連続型信託

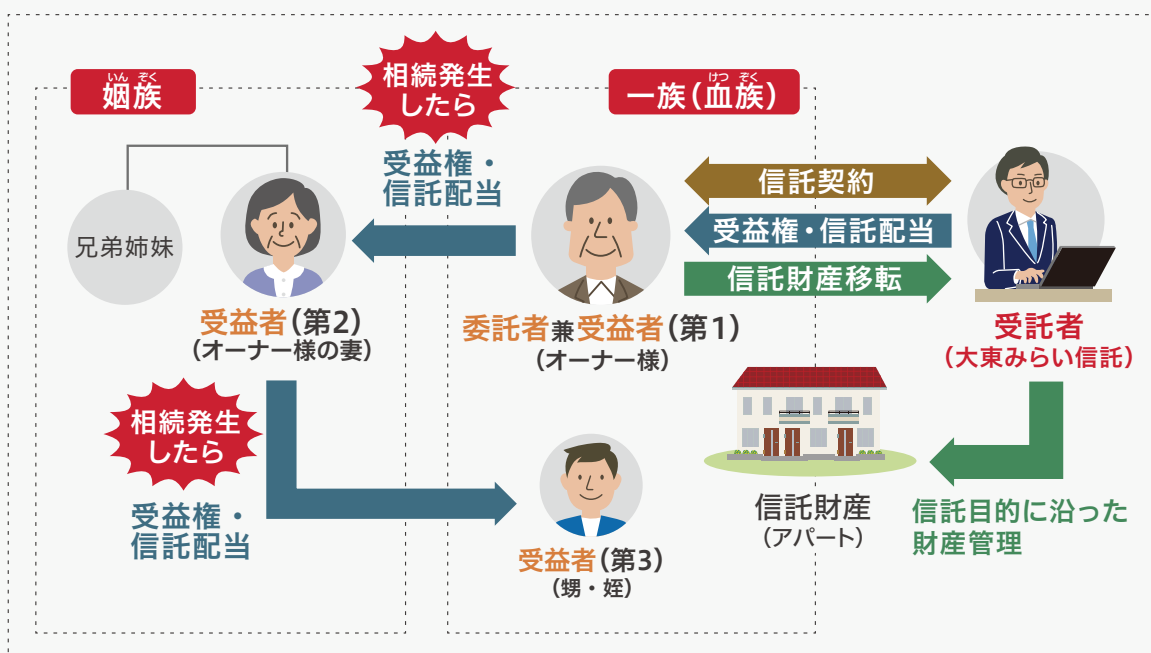
我が家は子宝に恵まれなかったけれど、長年、苦楽を共にしてきた妻が、安心な老後を過ごせるように財産を譲るつもりだ。でも、妻が亡くなった後、その兄弟らに先祖代々の不動産が流れるのは、面目がたたない。なんとか本家の家系の甥や姪に引き継がせる手段はないものか…。



“信託”で悩み解決！

信託では、妻が亡くなった後の受益者を、自分の一族にあらかじめ指定しておけます。

- アパートを信託し、当初の受益者(第1)であるオーナー様が亡くなった後の受益者(第2)を妻とします。
- オーナー様に相続が発生すると、妻は家賃収入などの信託配当を受け取れるので、安心して老後が過ごせます。
- さらに、甥や姪が受益者(第3)になるよう、あらかじめ信託契約に定めておきます。
- 子供がないので、妻が遺言や養子縁組もせず亡くなると、先祖伝来の土地が妻の法定相続人(姻族)らにいてしまいますが、信託のしくみを使うことで、オーナー様の一族に引き戻すことができます。(※)



(※)妻の兄弟姉妹には遺留分はありません。また、甥や姪は妻の法定相続人ではないので、相続税が2割加算となります。